

当別町ホームページ広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、当別町公共物等有料広告掲載要綱(平成18年当別町訓令第号。以下「要綱」という。)の規定に基づきホームページに掲載する有料広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第2条 広告の掲載位置は、ホームページの扉の頁で町が指定した位置とし、枠数は、4枠とする。

(掲載広告の種類及び規格)

第3条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 1枠当たりの規格は、別表のとおりとする。

(広告掲載料及び掲載期間)

第4条 広告の掲載料は、1枠当たり月額7,000円とする。

2 広告を掲載する期間は、1月単位とする。

3 長期の連続掲載を希望した場合は、掲載の最長期間を12月とする。ただし、更新を妨げない。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告の募集は、ホームページに掲載し、広告掲載希望者(以下「広告主」という。)を公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告主は、要綱第7条に規定する当別町広告掲載申込書に掲載しようとする広告原稿を添えて町長に申込むものとする。

(広告掲載に係る経費の負担及び広告原稿の提出)

第7条 広告原稿は、広告主の負担で作成し、町が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第8条 広告の掲載が決定した後でも、町長は、町のホームページの更新に支障があ

ると認めるとき又は広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	規 格 内 容
大きさ	縦45ピクセル×横165ピクセル
データ量	10KB以内
データ形式	GIF形式
制限	Java及びJavaScriptを使用したもの、高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは掲載できないものとし、アニメーションの繰り返し消しの最長は5秒間でその後停止すること。